

学校教育法第93条第2項第3号に規定する学長が教授会の意見を聴く事項

学校教育法（昭和22年法律第26号）第93条第2項第3号に規定する教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものは、次のとおりとする。

1 組織運営に関する事項

- (1) 学部長の候補者を選ぶこと。
- (2) 副学部長の候補者を選ぶこと。

2 教育研究審議会に関する事項

- (1) 教育研究審議会委員の候補者を選ぶこと。
- (2) 次に掲げる事項に関して教育研究審議会で審議される内容を確認すること。
 - ア 中期目標について市長に述べる意見、中期計画及び年度計画に関する事項のうち、教育研究に関する事項
 - イ 法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項のうち、教育研究に関する事項
 - ウ 重要な規程の制定及び改廃に関する事項のうち、教育研究に関する事項
 - エ 教育課程の編成に係る方針に関する事項
 - オ 学生の円滑な修学、進路選択等に必要な助言、指導その他の支援に関する事項
 - カ 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位に係る方針に関する事項
 - キ 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
 - ク その他教育研究に関する重要事項

3 教育研究に係る規程に関する事項

- (1) 教育研究に係る規程（教育研究審議会で審議される規程を除く。）を制定及び改廃すること。

4 経済学部の学生の学修に関する事項

- (1) 教育課程を編成すること。
- (2) 外国の大学又は短期大学への派遣留学を許可すること。
- (3) 外国の大学又は短期大学への派遣留学の許可を取り消すこと。
- (4) 科目等履修生となる者に係る履修の許可をすること。
- (5) 特別聴講学生の受入れを許可すること。
- (6) 特別聴講学生の受入れの許可を取り消すこと。
- (7) 長期履修の許可をすること。
- (8) 長期履修期間の短縮を許可すること。
- (9) 下関市三大学単位互換協定に伴う単位互換制度（Aキャンパス）の科目を履修すること。

- (10) 大学コンソーシアム関門単位互換に関する包括協定書に伴う単位互換制度(大学コンソーシアム関門)の科目を履修すること。
- (11) 特別聴講学生の推薦元となる候補の大学等と協議を行うこと。

5 経済学研究科の学生の学修に関する事項

- (1) 大学院の学生が経済学部への授業科目を履修すること。

6 自己点検評価に関する事項

- (1) 点検評価委員会委員の候補者を選ぶこと。
- (2) 点検評価委員会が行った相互評価の結果を確認すること。

7 教員の研究業績・評価に関する事項

- (1) 教員人事評価委員会委員の候補者を選ぶこと。
- (2) 教員の採用方針案を決めること。
- (3) 教員の採用にあたり所属していた研究機関が経歴の対象とするかどうかを決めること。
- (4) 教員の採用に係る教育研究業績等を審査すること。
- (5) 教員の昇任に係る教育研究業績を審査すること。
- (6) 名誉教授の候補者に係る教育研究業績を審査すること。
- (7) 教員評価制度を見直す場合の方針等を決めること。
- (8) 教員評価に対する不服申立がなされた場合の不服申し立て委員会委員の候補者を選ぶこと。

8 その他の事項

- (1) 学生の懲戒の要否及び懲戒を要する場合はその内容を決めること。
- (2) 研修出向する教員の候補者を選考すること。
- (3) 客員研究員を受け入れること。
- (4) 出版助成の対象となる図書を決めること。

以上